前回提出 受付番号: 受付年月日:

平成 26 年分 給与所得の源泉徴収票 (所得稅法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(25)、5(24)、5(25)、5(25)、5(24)、5(25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25)	
● では、	■
	出区分(*40) 提 1 給 与 2 退 職 3 報 酬 4 使 用 5 譲 受 6 幹 旋 追加=2 1 無効=4 1
所 住 地 電話(03 - 5298 - 5871) 訂正=3	7十) 翌年以降送付票否
出 氏名又は 名 新 長城コンサルティング株式会社 作成担当 者 (フリナガ) チョウ キチ 作成税3	当者 要 () 否 () 当
代表者 張 佶	
1 給 与 所 の 源 泉 徴 収 票 区 分 人 員 左のうち、瀬泉微収税額のない者 支	合計表(315) 払金額 源泉 敬収 税額
(条)	86,746,862 2,602,920 流 調
の日屋労務者の賃金 (B) 源泉 徹 収 票を提出するもの	40, 681, 347 741, 910 事
災害減免法により徴収	86,746,862 2,602,920 法定調書 40,681,347 741,910 類別に
2 退 職 所 得 の 源 泉 徴 収 票	A ₹ ≠ (016)
区分 人 員 支 払 金	書合計表 (309) 支払金額 源泉徴収税額 360,000 36,756 では
⑤②のうち、源原物以票を提出するもの	
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払 ii 区 分	書合計表 (309) 支払金額 源泉徴収税額 だ
所 原 稿 料 、講 演 料 等 の 得 翻 又 は 料 金 (1 号該当)	360, 000 ^H 36, 756 ^H 3
祝 弁 護 士 、税 理 士 等 の 法 報酬 又 は 料 金 (2 号該当) 204 診 療 報 酬 (3 号該当)	MI
条 に 職業野球選手、騎手、外交員等の 規 報 酬 又 は 料 金 (4 号該当)	
定 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金 (5号該当)	CMI
報 ボ ス テ ス 等 の 翻 報 酬 又 は 料 金 (6 号該当)	12 #£7
(14
等	FD , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
B (A)のうち、支払調書を提出するもの 区 分 件 数 支 払 金 類	15 源泉 微 収 税 額 (摘 要) MC
(A)のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金 人員額予税額	MC
災害減免法により 徴収猶予したもの	CC
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) 17 区 分 人 員 支 払 金 額 円 NVI
(使用料等の総額 6 6,946,370 (取ります) 3,627,620	あっせん手数料の総額
(摘 要) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3, 637, 620 (4 要)	(摘 要) (新 要)
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)	30
区分 人具 支払金額 A B 支払金額	通信日付印 確 認 印 提 出
B	整理欄 区 D E F G H
(摘 要)	